

平成30年度 第1回 青森県子ども・子育て支援推進会議

日 時 平成30年7月25日(水)

14:00～16:00

場 所 ホテルクラウンパレス青森 光峰の間

1 オリエンテーション

(司会)

それでは、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から平成30年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議を開催いたします。

私は本日司会を務めさせていただきます、こどもみらい課課長代理の最上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたり知事よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

(青山副知事)

皆さん、こんにちは。私は副知事の青山と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日、三村知事、公務が重なり出席ができませんでした。知事から開会にあたりましての挨拶を預かってまいりましたので、代読させていただきます。

平成30年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議の開催にあたり、一言、ご挨拶申し上げます。

皆様、本日はご多忙のところご出席くださり、誠にありがとうございます。また、日頃から子ども・子育て支援の推進にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、先般公表されました平成29年人口動態統計におきまして、本県の合計特殊出生率は1.43で全国と同率でしたが、出生数は8,035人と、前年より591人減少しており、少子化のさらなる進行が懸念されるところです。

このような中、国では人口減少や東京一極集中に伴う地域経済縮小という課題に対して、今年、6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶えるための施策として、地域の実情に即した働き方改革に係る取組を関係府省一体となって進めております。また、出生数向上に資する施策等の好事例について、幅広い観点から調査、分析を行い、さらなる取組を促進することとしております。

県としても急激な人口減少に歯止めをかけるため、結婚、妊娠、出産、子育てを社会全体で支援し、子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるとともに、持続可能な地域づくりや移住、県内定着の促進、交流人口を増やす仕組みづくりに取り組むなど、自然減、社会減対策を総合的に推進しているところです。今後の未来を担う子どもたちが、この青森で生まれ、希望を持って成長し、その希望をふるさと青森の地で実現できるよう、関係機関、市町村、そして県民の皆様と一体となって一步一步着実に取組を進めてまいります。

本日は、青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」の取組状況や「青森県社会的養育推進計画の策定」についてご審議いただくほか、「認定子ども園部会における審議状況」や、「子どもと子育てに関する調査の実施」についてご説明させていただきます。

きます。

結びに、委員の皆様には保健・医療・福祉・教育・労働など、それぞれの専門的な見地から忌憚のないご意見を賜りますとともに、全県的な視野に立たれ協議、検討いただきますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。

平成30年7月25日 青森県知事 三村申吾 代読

本日はよろしく願いいたします。

3 会議成立報告

(司会)

ここで大変恐縮ではございますが、副知事は公務ため退席させていただきますのでご了承いただければと思います。

次に会議の内容の公開についてお願いを申し上げます。この会議は公開を原則としております。また、議事録として皆様の発言内容を要約して県のホームページに掲載いたします。予めご了承いただければと思います。

本日は委員20名のうち16名出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

4 委員紹介

(司会)

ここで会議に先立ちまして委員の異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。大変恐縮ではございますがお名前を呼ばれましたら、その場でお立ちくださいますようお願いを申し上げます。

青森県議会環境厚生委員会委員長、藤川友信委員です。

公益社団法人青森県看護協会会長、柗谷京子委員です。柗谷委員におかれましては、本日都合により欠席となっております。

また秋元委員、貝吹委員、神山委員につきましても、本日都合により欠席でございます。

次に事務局職員をご紹介します。

楠美健康福祉部次長です。

久保杉こどもみらい課長です。

三上子育て支援グループマネージャーです。

齋藤児童施設支援グループマネージャーです。

深堀家庭支援グループマネージャーです。

ここから先は議事に入りますので、議長であります佐藤会長に務めていただければと思います。

佐藤会長、よろしく願いいたします。

5 議事

(佐藤会長)

それではよろしくお願いたします。お手元の会議次第の3の議事に沿って進めてまいります。議事を進める前に本日の議事録署名者を指名させていただきます。

西川委員、安田委員、よろしくお願いたします。

ではさっそく議事に入らせていただきます。協議事項①の「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)平成29年度報告書(案)について、事務局からご説明を願います。

(事務局)

大変恐縮ですけれども、座って説明させていただきます。

資料1「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)平成29年度報告書(案)の内容について説明いたします。表紙をめくって1ページ目をご覧くださいと思います。

まずプランの進行管理についてでございます。このプランは県の附属機関である「青森県子ども・子育て支援推進会議」の意見を聴いて策定されたものでありますけれども、プランの着実な推進を図るため、プランに掲げた6つの施策の基本方針に関連する事業の実施状況と各施策の達成状況を毎年度、把握、点検・評価し、その結果を次年度以降の施策に適切に反映させ、効果的・効率的な予算編成や事業実施につなげるPDCAサイクルにより進行管理を行っております。

進行管理を行う機関として、庁内に知事を本部長とする青森県子ども・子育て支援推進本部を設置し、全庁的な体制の下、部局横断的に各年度において事業の実施状況等を把握・点検するとともに、子育てに関する団体や民間の有識者等で構成される「青森県子ども・子育て支援推進会議」と連携しながら、今後の取組の方向性を検討することとなっております。

結果につきましては、毎年1回、この報告書をホームページで公表いたしまして、県民の意見を聴きながらプランの見直しに反映させることとなっております。

2ページ目をご覧くださいと思います。

プランの概要でございます。子育てプランは近年の少子化の流れを変えるために、次世代育成支援対策推進法に基づいて策定しているものでございます。右側にありますとおり、このプランは子ども・子育て支援法に基づく青森県子ども・子育て支援事業支援計画及び健やか親子21に基づく青森県母子保健計画と一体的に策定されております。

プランの期間は、前期と後期、それぞれ5年となっております。後期計画は平成31年度に策定の作業を行うこととなります。

3ページ目をお開きください。

施策の体系でございます。基本理念といたしまして、上の方に書いてございますけれども、子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、結婚・妊娠・出産・子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざしています。

また基本目標の下、6つの施策の基本方針を掲げておりまして、この基本方針に沿って

様々な事業が実施されております。次の4ページ以降で6つの基本方針ごとに事業の実施状況等を説明していきたいと思っております。

4ページ目をご覧ください。

基本方針1、結婚の望みをかなえるために、でございます。施策の目標は結婚を社会全体で支援する取組の推進と、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進です。

29年度の主な事業として、従業員の働き方改革に取り組む企業等を認証する「結婚から子育て応援企業支援事業」、また、あおもり出会いサポートセンター等により結婚を希望する男女を支援する「あおもり出会い協働プロジェクト事業」などを実施いたしました。

右の上に記載されております施策の目標指標の達成状況でございますけれども、合計特殊出生率の29年の実績値は1.43となっております。前年の1.48を下回ったものの25年の現状値を上回っております。一応目標を達成ということになっております。ちなみに、この黄色の部分には目標値を達成したことを表しています。その他、第一子出生時の母の平均年齢の実績値は、まだ公表されていないため空欄となっておりますけれども、合計特殊出生率以外の目標指標はまだ未改善の状況にあります。

その下に移っていただきまして、課題と今後の取組の方向性でございます。合計特殊出生率はプランの目標を達成しているとはいえ、国が目標として掲げている1.80に近づけていくため、引き続き必要な施策を実施していく必要があります。

①から③につきましては、結婚支援についてでございますけれども、婚姻率の上昇などの目標達成のため、全県で結婚を支援する仕組みづくり、市町村間の広域連携の取組支援、さらなる気運醸成が必要と考えておりまして、30年度はそのための新規事業を実施しているところでございます。また、④と⑤の働き方改革企業認証制度につきましては、今年度も引き続き実施しておりますけれども、結婚、子育てを応援する企業を増やしていくため、企業の人材確保などのニーズに合った制度の特典、インセンティブを追加したり制度周知が必要と考えているところです。

5ページ目をご覧ください。

基本方針2、安心して子どもを産むために、でございます。施策目標は、母性及び子どもの健康の確保・増進ということになっております。

29年度の主な事業といたしまして、妊娠期から子育て期までの市町村の相談支援体制の整備の支援等を行った切れ目のない親子支援充実事業や、市町村が行う乳幼児医療費給付事業に対する助成、それから県民の食育実践向上事業、医療分野の方では周産期医療システムの運営や周産期専門医の確保等のための弘前大学の寄附講座の設置、産後の再喫煙防止等のための産後に「つながる」禁煙事業なども実施いたしました。

施策の目標指標の達成状況でございますけれども、表の中に一部スマイルマークが付いている場所があるかと思うのですが、これは目標値の達成まではいかなかったものの、直近のデータが現状値及び前年値に比べて改善されたことを表しております。この中で黄色で塗られております低出生体重児の割合や虫歯のない3歳児の割合などは目標達成となって

おり、スマイルマークが付いております乳児死亡率、10代の喫煙率などは改善の傾向にあります。なお、29年度の実績欄に一が記載されている目標指標につきましては、毎年公表されていないことを表しております。

今後の取組の方向性でございます。乳幼児の医療費助成につきましては、市町村によって保護者の所得制限の水準が異なっておりますが、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、今年の10月から県補助金の所得制限上限額を約2倍に引き上げるという制度拡充を予定しています。また、子どもの痩身傾向児の割合や肥満傾向児の割合につきましては、まだまだ改善していかなければならない状況にありますので、引き続き食育活動を進めていく必要があるほか、県内周産期専門員の確保等のための弘前大学の寄附講座の設置、それから、妊婦の喫煙率低下のための禁煙指導などに取り組んでいく必要があります、これらについては平成30年度の新規事業等により対応しているところでございます。

6ページ目をご覧ください。

基本方針3、安心して子どもを育てるために、でございます。施策の目標は4点、幼児期の教育・保育の推進、放課後対策の推進、子育て支援サービスの充実と働き方の見直しとなっております。

29年度の主な事業といたしまして、地域子ども・子育て支援事業の充実に努めたほか、人口の自然減対策と県外からの移住・還流の促進の観点から、本県出身の女子学生及び若手女子社員の県内就職定着等を図る女性の就職・定着応援事業や、企業のイクボスなどワーク・ライフ・バランスの取組を促進する女性活躍推進事業、保育サービスの充実等に取り組む保育所を認証する魅力ある保育所等促進事業などを実施いたしました。

施策の目標指標につきましては、合計特殊出生率、男性の育児休業取得率ともに目標を達成ということになっておりますけれども、いずれも少子化の重要な指標でございますので、さらに高めていく必要があると考えております。

課題と今後の方向性でございます。引き続き、保育など子育て世帯の多様なニーズに対応するためのサービスの充実に努める必要があるほか、少子化の進行に伴い地域の保育サービス、保育士の確保といった課題に対応するための保育所の経営基盤の強化に向けた支援、それから若者・女性の県内定着・還流のための取組、地域で孤立する家庭を支えるなどのため、地域と学校の連携等により子どもを育てる環境づくり、さらに農山漁村における女性の人財育成などに取り組んでいく必要があります、これらについては30年度の新規事業等により対応しているところでございます。

7ページ目をご覧ください。

基本方針4、特に支援が必要な子どもが健やか育つように、でございます。施策の目標は子どもへの虐待防止対策の充実、様々な環境にある子どもや家庭へのきめ細かな取組の推進などとなっております。

29年度の主な事業といたしまして、増加傾向にある児童虐待に適切に対応するための市町村職員の要保護児童支援者研修事業、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の児童の学習支

援等を行った子どもの貧困対策特別強化事業、それから障害児等の歯科保健医療体制の充実のための障害児者歯科保健支援体制強化事業、特別支援学校の担当教諭の専門性向上等のための特別支援教育長期研修派遣事業などとなっております。

施策の目標指標につきましては、里親等委託率と児童養護施設入所児等の大学進学者数は目標を達成となっておりますけれども、家庭的養育の推進、それから社会的養護を必要としている児童の自立支援のため、さらに高めていく必要があると考えております。

課題と今後の取組の方向性です。子どもの貧困問題は複合的な要素が絡み合い、実態を捉えづらいことから、今年度は多面的に実態を把握するための調査を行う予定にしております。児童虐待問題に携わる関係職員の支援力向上のための研修実施体制力の強化、貧困の連鎖を断ち切るための児童の学習支援や大学入学等の支援。そして近年、医療機器の進歩等を背景に増加している在宅の医療的ケア児の日中等の施設の受入れ態勢の整備などに取り組んでいく必要があります、これらについては30年度の新規事業等で対応しているところであります。

8 ページ目をご覧ください。

基本方針5、健やかに心豊かに育つように、です。施策の目標は子どもの権利擁護の推進、命を大切にすることを育む環境づくりの推進など、7つの目標を掲げております。

29年度の主な事業といたしまして、いじめ防止のための教員等のハートフルリーダー等研修事業、児童生徒の抱える諸問題に対応するためのスクールカウンセラー等の配置・派遣事業、ITを利活用できるなどの人財育成のための中学生を対象といたしましたICT利活用出前授業、ジョブカフェあおもりの就職支援等を行った就活応援・しごと定着事業、母子保健の再掲事業となりますけれども、県内の歯科治療体制の構築等を行った定期的なフッ化歯面塗布の促進事業などを実施いたしました。

施策の目標指標でございますけれども、学校が楽しいと思う児童・生徒の割合ですが、直近の28年度の実績値は目標達成となっておりますけれども、不登校児童生徒の在籍比はまだ未改善となっております。

今後の課題と取組の方向性でございますけれども、地域の文化芸術資源の継承、文化・芸術を通じてふるさとを愛する人材を育成するための取組の推進、それから新規学卒者の3年以内の離職率が高いことに対応するための若手社員等の定着促進、子どもの心豊かな成長を促進するための自然とのふれあい体験等の促進、あるいはグローバル人財の育成などに取り組んでいく必要がございます、これらについては30年度の新規事業等で対応しているところであります。

9 ページ目をご覧ください。

基本方針6、安全・安心な子育てをするために、でございます。施策の目標は、子どもの安全の確保、子育てを支援する生活環境づくり、子どもの非行防止と健全な社会環境の形成となっております。

29年度の主な事業といたしまして、中・高校生に対して正しい自転車ルール・マナーの

伝達等を行った自転車安全対策スマートサイクリスト育成事業、受動喫煙対策を実施する施設等の登録を行った「空気クリーン施設」・「空気クリーン車」推進事業、それから中・高校生のネットに関する規範意識向上のための事業、さらには地域の自主防犯活動の活性化のための安全・安心地域活動活性化事業なども実施いたしました。

目標指標につきましては、達成ということになっておりますけれども、まだまだ課題はございます。

課題と今後の取組の方向性のところでございます。受動喫煙防止対策の継続的実施のほか、ネットを介した非行、犯罪被害に対応したネット規範意識向上等、それから中・高校生の自転車事故防止のためのルール・マナーの伝達、声かけ被害や架空請求詐欺などの対策として、地域の防犯力の強化などに取り組んでいく必要があります。これらについては30年度の新規事業等に対応しているところであります。

以上、資料1の説明になります。

その他、お手元に参考資料1-1から1-4までございますけれども、参考資料1-1、A3の横長の資料になりますけれども、こちらの方は今、説明いたしました資料1の内容を1枚にまとめたものとなっております。

それから参考資料の1-2でございますけれども、こちらはプランの施策の目標指標と達成状況を一覧にまとめたものでございます。

それから参考資料1-3、ちょっと分厚い資料になりますけれども、こちらはプランの29年度の関連事業の実施状況をまとめたものになっております。予算額、あるいは事業内容等が記載されております。

それから参考資料1-4がございます。こちらはプランに関係いたします30年度の主な新規事業等をまとめたものになっております。後ほどご覧いただければと思います。

以上でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

報告書作成の目的であるとか意義、また我々の会議で審議することの根拠等を踏まえた上で、報告書の内容について6つの目標に則してご説明いただきましたけれども、委員の皆様からご質問なりご意見なりご感想なりを頂戴したいと思います。

何なりと、ございましたらどうぞ。

敦賀委員。

(敦賀委員)

説明、大変ありがとうございました。

今の資料の4ページのところなんですけれども、結婚支援の取組に消極的な市町村があるという課題があがっているんですけれども、この理由は何なんです。コストだとか人の

面とか、様々あるんだらうと思うんですけれども。

今は少子高齢化の時代ですから、ほとんどの他県でも取組を進めている自治体が多いと。その中で何でそういう市町村があるのか、その理由が分かるようでしたらちょっと教えていただきたいんですけれども。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

三上ですけれども。

小さい町村ですと、特に出生数自体が少なくて、そういうことで少子化対策全般に積極的でないようなところもあるのは事実かなと感じております、日頃。

なので、今後県としてもそういう市町村さんにもちょっと頑張ってもらって、県と一緒に少子化対策の方を進めていただきたいと考えております。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。その他、西川委員。

(西川委員)

NPO法人コミュサーあおもりの西川と申します。よろしくお願いたします。

今の敦賀委員のお話と似ているんですけれども、私、青森市で5年、結婚支援の事業をしていまして、県内のいろいろなところの市町村から委託を受けて実施しているところもあるのですが、熱心ではないというか、そういうところの話もよく聞こえてはくるんです。

私、青森にいて一番思うのが、「青森市ってどうなんですか。」ということが一番実は感じていて。1回、市長とお話をしたことがあって、「青森市って婚活とか、そういうことに対して取組って何もしないんですか？」ということを立て上お聞きしたことがあったんですけれども、まず1つは、県庁があるというか、県の出会いサポートセンターが青森にあるから、青森市はあまりそれに対して本格的に手を付けなくても、というようなニュアンスのことを言われたんですね。

あとは逆に言うと、人口が多いところで出入りも多いところなので、流出の方の懸念をされているところもあり、青森市だけじゃないんですけれども、そういう声は聞こえるんですね。

今、下北の方でも広域でやられている婚活のイベントもありますし、青森市もあまり手を付けたがらないというところの中に、大きいところだからこそ流出をしてしまうのがちょっと嫌だというか、どうなんだろうということをどちらからも聞いたことがありまして。

逆に、今は、女性が出て行くのが当たり前でもないですし、女性がマスオさんとかお婿さんで男性を引っ張って来るということもありますし。人口が県外に流出するのであれば困るかもしれませんが、県内の中で行き来する分には、私たちがやっていることはいいのではないかなと。それで活性化して子どもが1人でも多く生まれるのであれば、そちらの方がよっぽど有益ではないのかなということはずっと思っていたところでした。この青森市に関して疑問に思っていたところでしたので、周知できるのであれば青森市の方にもしっかりと考えていただけるようなことをしていただいた方がいいのではないかなということはずっと思っていました。

あともう1つなんですが、8ページの目標指標のところに不登校児童生徒の在籍比を書いていますけれども、詳しい資料を見ると出てはくるんですが、8ページの中の課題のところには不登校児童に関するところが出ていないので、どういった位置付けになるのかなと、ちょっと疑問に思ったところです。

以上、2点です。よろしくお願いします。

(佐藤会長)

よろしくお願いします。

(事務局)

三上でございます。

最初の青森市さんの例が出ましたけれども、そうですね、やっぱり市町村によってはそういう意識があるのかなと。むしろ出てしまうことを心配をするケースも多いのかなと思うんですよね。

県といたしますと、市町村の思惑というより、むしろ圏域とか県単位で少しでも残っていただければいいのかなというところはあるのですが、実際、事業をやってみますと、婚活イベントにしても市町村内でのイベントもあり、あるいは圏域での交流もありとか、あるいは全県のイベントもあり、あるいは市町村によって職種、農業が盛んなところとか漁業の盛んなところ、様々だと思うので、やはりいろんな自治体がいろんな取組を複合的にやっていくというのが大事なのかなと思っていますので。県としても市町村に働きかけをしながら何とか全県で協力してやっていけるような体制にしていければと考えております。

あと、2点目の不登校の関係の対策でございますけれども、先ほどもちょっと説明で触れましたハートフルリーダーの研修事業などは、この不登校対策も兼ねてやっていると聞いています。

以上でございます。

(佐藤会長)

橋本委員。

(橋本委員)

ただ今の西川委員のご質問に関連しますけれども、8ページの基本方針のところでは不登校の児童生徒の在籍比を1つの目標に掲げているわけですが、中身を見ますと小学校が重点といたしましょうか、小さい子どもになってきていると。これまでは中学校を中心にやっけていこうという事業、対策だということですので、その辺につきましてはこの計画の終期というものもありますけれども、少し小さい子ども、小学生対策の事業等の検討ということは、今後考えておられるのか伺いたいと思います。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

三上でございます。

今日、教育委員会の関係職員が来ていないものですから、具体的なことは申し上げにくいところではあるんですけれども、確かに指標を見ますと小学生の割合がやや悪化しているといえますか、そういう状況にあると思います。現在も、先ほどのハートフルリーダーですとか、あるいはスクールカウンセラーということで取組をやっているとは聞いています。

今、いただいた意見を教育委員会の方に伝えまして、またいずれにしても何かの形で施策を進めるかと思っておりますので、情報提供をしていきたいなと思っております。

(佐藤会長)

長尾委員。

(長尾委員)

市長会を代表して来ております長尾と申します。

先ほどの、いわゆる結婚支援の取組に消極的な市町村があるということに関しまして、ちょっと自治体を代表する者としては考えられない感じがするんです。少子化対応のためにそれぞれの自治体において自然減、社会減を克服するために様々な形で努力をしてきているのではないかなと思っています。ただ、なかなかそれが実を結ばないところは多々ある、その要因は様々あると思いますが。

ですから、消極的な市町村、自治体があるというのは、私としては考えられないということとをまず申し添えておきたいなと思っておりますし、どの辺のところから、具体的な市町村を出すことは難しいでしょうから、そういうのは出せないと思っておりますが、どういう意味で消極的と捉えているのかということをお聴きしたいなと思っております。

私どもの地域におきましても、これは中弘南黒、私は平川市ですけれども、今年から弘前を中心とした圏域での取組、今までは自治体ごとにやってきましたんですが、圏域でもやろうと

ということでの取組や、これは私のところではまだ実を結んでいませんが、ハグメグ支援事業とって、いわゆるお仲人さんの的な人を自治体の中で希望者、今、二十数名しかまだおりませんけれども、出てもらって、自分たちの情報を基にしながら組合せを育んでいこうというようなこともやっておりますし、様々自治体の中ではやっているといるんじゃないかなと思います。

そっちのことを1点お伺いしたいのと、未就学時の医療費の助成について、これは市町村ごとに所得制限の水準が異なり支給機会に格差があるということを述べられていますが、ちょっと認識不足かもしれませんけれども、未就学児に関しては国の支援もあって、県内40市町村、全て未就学児に対する支援というのはやっているといるのではないかなと。これはあくまでも私の認識ですが、考えています。

今、市長会で、東北市長会や国の方をお願いをしているのは、同じようなことではあるんですが、自治体間の財政力によって医療費の助成に格差がないように、国の方で一括して、いわゆる全国一律に医療費の支援というのをやっていただきたいという要請をしております。県内の自治体を見ますと、今、40市町村のうち、市の部でいきますと高校までの医療費無料化というのは5自治体ほどあると思っています。高校までの入院だけの無料化というのが2自治体、あとはそこまでいっていないのは3自治体という形で。町村にいきますと、かなり高校までの無料化というのは進んでいまして、持ち出すお金も少なくて済むわけですから進んでいまして、確か30町村うちの26町村くらいは高校まで無料化をしているのではないかなと、私の認識が間違っていなければそういうふうに認識をしているんですが。

その辺、いわゆる未就学児の医療費の助成の段階でどういうふうな格差があるのかというのは、ちょっと今、分からないなと感じましたので、そのところをお教えいただければと思います。

(佐藤会長)

よろしくをお願いします。

(事務局)

また三上でございます。

結婚支援についてなんですけど、今現在、県内でも中南地域はわりと市町村間の連携というのが非常にできていて、いろんなイベントですとか取組が進んでいるのかなという印象がございます。ところが、そういう地域ばかりかということ、必ずしも言い切れないところがありまして。県の方でも今まで市町村のトップセミナーですとか、あるいは会議の場で少子化対策ということで結婚支援をやっていきましようということいろいろ助言も行っているんですが、そういうことで広域連携というのを1つキーワードにいたしまして、今年度の県の事業として圏域での連携、取組の強化ということでプロジェクトチームを立ち上げて支

援策をお手伝いするという事業も行っております。

先ほど申しましたとおり、市町村単位、圏域単位、県単位ということで、いろんな連携があつていいと思いますので、そういうことで県の方でも今後取組を進めていきたいと考えています。

(事務局)

続きまして、子どもの医療費に関しまして、家庭支援グループの深堀でございますが、説明をさせていただきます。

子どもの医療費、あるいは乳幼児医療費という形でよく言われるんですが、こちらの方の助成につきましては全国の各市町村、これをやってない市町村は実はございません。ただ、これに対しまして国としては、全くこれに助成を行うという姿勢にはないわけです。

新聞等でご承知の方もいらっしゃると思いますが、先ほど市長さんもおっしゃいましたが、全国で全市町村がやっているということで、国として、やはりこれはもう一律の支援ルールを作ってやっていかないと、格差も各県、市町村によってバラバラにできてしまうわけですから、一律で設けていただきたいということで、県といたしましてもずっと要望してきている実態でございます。

ただ、県の状況でございますけれども、数字を持ってきていないので何市町村ということとはつぶさに申し上げられないのですが、県といたしましても各市町村が行っている助成事業に対して、県が補助を入れるという形で実は実施してございます。それは、これまで県として、乳児までを対象にしているんですが、これに対する所得制限を設けて各家庭の所得に応じてやってきたわけなんです。例えば市町村によって、乳幼児は全部所得制限なしでやっていますよというところもありましたし、県が設けている所得制限のレベルでやっているという市町村もございました。

県は、今までですとわりあい厳しい所得制限を設けていまして、大体全体の6割ぐらいの乳児が対象でしたが、今年10月からこれに対して県が所得制限を大幅に緩めましたので、これで9割方の乳幼児が対象になりました。

市町村ではこれまで県と同じ基準でやってきたところもありましたし、それこそずっと緩めて、乳幼児に関しても所得制限なしというところもございました。

もちろん、住民の方々にしてみれば高校生まで全額無料というのが一番いいのかもしれませんが、各市町村においてもいろんな事情がございますし、財源や財政力の問題などもございますので、この10月から合わせて実施して下さるところもあるというふうに考えてございます。

そういう状況でございますので、県としては基本的には国に対して、最初申し上げたとおりに全国一律の制度として、どこの市町村に引っ越していても、いきなり〇〇市に越して来たらこの間まで無料だったものが無料でなくなってしまうとか、そういうことがないように要請していくという姿勢で進めてございます。

今回、ただそれを座して待ってもいられないということで、その差をいくらかでも軽減したいということで、県の基準を緩めるという方向で動いたということでございます。

1つだけ補足させていただきますと、実は国の方でも全く手つかずというわけではなくて、この間まで、いわゆる子どもの医療費に対して市町村が助成をすると国保に対してペナルティーをつけるということを実はやってございました。ただ、これに関しても、乳幼児まではペナルティーを課さないということで今年からこれを始めてございます。ですから乳幼児に関しては市町村が助成をしても国保の手当に関してペナルティーは課されないようになったということで、少しは進展をして国の方でもしてくださっているのかなと考えてございます。

長くなりました。以上でございます。

(佐藤会長)

後藤委員。

(後藤委員)

青森の県養協の後藤です。

7ページになりますけれども、「特に支援が必要な子どもが健やかに育つように」というところになるんですけれども。これの一番下の方の特別支援教育の長期研修派遣事業、これはこれとしてなんですけれども。

今、各学校、小・中・高ですけれども、なかなか困難を抱えた子どもが多くなってきていると、いわゆる発達障害の子どもたちが多くなってきているという状況の中で、これが小学校から中学校、中学校から高校と、上の学校に上がっていくほどにそこへの理解が薄れていくというか。小学校などは支援学級があるので、またその支援学級に発達障害のお子さんがおられる場合は、わりと学校としての理解もあるんですけれども。それがどんどん上がっていくにつれて、これが今度、これに書いてあるような特別支援学校等に行く子ならまだその支援というものもあるでしょうけれども。そうじゃなくて高機能的な発達障害の子どもなんかの場合は特別支援校というのではなくて普通校に進学となった時に、やはり高校の理解としては「高校に入れるのに何で？」というふうな理解の下で関りが入ってしまうので、それが今度は、8ページ目の、全部ではないですけれども例えば不登校につながるとか、学校に行ってもなかなかうまくやっていけない。それが友達とやっていけないというだけではなくて、そもそも学校の先生から、「お前、何だ？」という扱いを受けてしまうとなるならば、それはもうなかなか居づらい場所になっていってしまう。そういうふうなものがあるんだろうなと思います。

なので、例えばそういう意味では、特に支援が必要な子というのは、支援校に行くような子ということだけではなくて、そこからちょっと漏れるような、それでも関わり方によってはその道がどんどん開けていくような子というのが確かに多くなってきているので、その

辺の理解といたしますか、教育現場というか周囲の理解をどういうふうに啓発していくのかというところはかなり課題かなと感じております。

質問というよりは所感ですけれども。

(佐藤会長)

貴重なご意見、ありがとうございました。

まだ多々あろうかと思いますが、またご意見をうかがうことにして、先に議事を進めたいと思います。

次に協議事項②の青森県社会的養育推進計画の策定について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

資料2をご覧いただきたいと思います。青森県社会的養育推進計画の策定について、でございます。

社会的養育につきましては、タイトルが策定ということになっているんですが、現行の県計画がございます。今回、策定ということなんですが、意味合いとすると全面的な見直しということになります。

最初に現行の計画について触れたいと思うんですけれども。資料の2ページ目になります。上の方に現行の「県家庭的養護推進計画」というところがございます。タイトルが違うことについては後ほど触れたいと思うんですけれども。この現行の計画ですが、平成27年3月に策定されたものでありまして、計画期間が平成27年度から41年度までとなっております。この計画では保護者のいない児童、それから虐待などの理由で保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任において社会的に養育、保護をする、いわゆる社会的養護を必要とする児童の見込み数を明らかにいたしまして、これまでどちらかと言うと入所施設中心だったものを、より家庭環境に近い形態であります里親等の委託率の向上を図って、最終的には里親ファミリーホーム、それからグループホーム、本体施設への入所という、この3区分の割合を1/3ずつにするという目標を定めている計画になっています。

また1枚戻っていただきたいのですが、1ページ目に戻っていただいて、順番に説明をしていきたいと思います。

「1 前回会議での決定事項」でございます。平成30年2月に開催されました前回の推進会議において決定された事項について振り返ってみたいと思います。

まず国の動きとして、平成28年に改正となった児童福祉法の理念を具体化するため、国では平成29年度に新しい社会的養育ビジョンというものをまとめています。この新ビジョンの中で現行の都道府県計画を平成30年度末までに見直しするとしておりました。これを受けまして、国は県計画の見直し要領を平成29年度中に作成・公表する予定でございました。

本県では平成30年度に県内の社会的養護関係者等からなるワーキングチームを設置して、児童相談所の一時保護につきましてもは県児童相談所長で構成される検討委員会を設置して、計画の見直しの検討を行って、見直し後の計画につきましてもは社会的養護についての施策方針等を定めている子ども・子育て支援事業計画の一部ということで整理をさせていただいて、この推進会議の方で進行管理していくこと、そしてそのためにこの計画の見直しの内容を推進会議にお諮りいたしまして、調査、審議するというところで、皆様のご承認をいただいているというところでございます。

次、2番目のワーキングチーム会議での決定事項のところなんです、県の方では予定通り、5月ですか、ワーキングチームを立ち上げて、6月に第1回目となる会議を開催いたしました。次の2点につきまして、方向性を決定いたしました。1つは、計画の見直しにあたりましてもは原則、国が示す計画見直し要領に沿って内容を作成するという、2つ目は国の見直し要領と県の実情が異なる部分におきましてもはワーキングチームの中で検討を行って作成するという2点を決定したところでございます。

ちなみに、このワーキングチームは本日出席いただいている後藤委員を含む関係者や学識者等から委員になっていただきまして、計10名体制ということになっております。

3番目の計画の策定要領についてでございます。これは最近の動向でございます、昨年度までに示されるはずだった国の正式な計画の見直し要領が7月6日によく通知されました。昨年度、示された骨子案から一部大きな変更がありました。その変更点の1つ目が、計画の見直しだったんですが、「新たな計画の策定」になりました。それから2点目が、県計画の策定の時期が、昨年度までは平成30年度末までとなっていたのですが、31年度末までになりました。3つ目ですが、国の方では里親等の委託率を現状よりどんどん上げようという目標を持っているんですが、当初は、できる限り早く、乳幼児は75%以上、学童期以降は50%以上という非常に高い目標値を示しておりました。今現在、うちの県は大体25%前後で推移しております。これを50%なり75%まで引き上げるという考え方でした。ただ、いろいろと地方からの意見もあって、最終的には乳幼児については概ね7年以内で75%以上、それから学童期以降については概ね10年以内に50%以上という国の数値目標を念頭に置きながら、各県の地域の実情を踏まえて県が数値目標と達成時期を設定するということになりました。

これによりまして、計画見直しのスケジュール等、変更せざるを得ない状況になっております。

4の県の対応方針のところでございますけれども、計画の策定に向けて引き続きワーキングチーム等で検討を行って、計画策定の時期については、推進会議が所管する子育てプランと同じ平成31年度末までといたしまして、具体的な検討、スケジュールについてはワーキングチーム等で再検討することとしたいと考えております。

最終的には、策定されるこの社会的養育推進計画は、子ども・子育て支援事業計画の一部として整理した上で、この推進会議の方にお諮りするということになろうかと思っております。

2 ページ目をまたご覧いただきたいと思います。

2 ページから 7 ページに資料が付いているのですが、これは国から正式な計画見直し要領が示される前の 6 月 28 日に開催したワーキングチームの資料となっております。主なところをピックアップして説明いたしますと、左側の真ん中あたりに、平成 28 年 6 月に改正児童福祉法公布と書いております。右側の方に趣旨が書いてございます。法改正によりまして、児童が適切な養育を受ける等の権利や家庭養育をさらに推し進めるために、国、地方公共団体の役割、責務が明確になったということでございます。

3 ページ目をご覧ください。

上の 4、計画の記載以降（案）のところでございます。社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像など、社会的養育を推進するために必要な取組がございますけれども、大体 10 項目を計画に策定することになっています。

次の 4 ページ目をご覧ください。

各計画の関係について、でございます。左側に現行の家庭的養護推進計画がございます。平成 31 年度末までに全面的な見直しをすることとなりますけれども、真ん中にあります見直し後の家庭的養護推進計画、これを改めまして社会的養育推進計画という名称になりますけれども、第 1 章に計画の趣旨、計画の期間、位置付け、それから第 2 章の方で本県における社会的養育の現状を記載することになるかと思っております。さらに第 3 章の方に、先ほどの 10 項目の取組の方向性等が記載されるという構成になる予定で考えております。

それから推進会議が進捗管理いたしております、右側の「のびのびあおもり子育てプラン」との関係でいきますと、3 のところの各論の中の 4 番、特に支援が必要な子どもが健やかに育つように、というところが正に社会的養育の部分にあたります。社会的養育推進計画は、この部分に位置づけられるということになりますので、それぞれの計画の内容の整合を図っていくというイメージになるかと思っております。

次の 5 ページから 7 ページにつきましては、先ほど計画に記載する 10 項目というお話をしたんですが、現時点で考えられる取組等をまとめたものになります。

(1) の社会的養育の体制整備の基本的考え方、それから全体像のところでは、改正児童福祉法の理念、原則に基づきまして権利擁護や在宅支援サービスの構築等の支援などを行っていくという全体的な考え方などを記載することになります。

それから (2) の子どもの権利擁護のところでは、当事者であります子どもの意見を汲み取る方策、子どもの権利を代弁する方策を定め、それから (3) の市町村の子ども家庭支援体制の支援のところでは、市町村の子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置等のための支援を記載することになると思っております。

6 ページ目をご覧いただきたいと思います。(4) といたしまして、代替養育を必要とする児童数の見込みを、年齢区分ごとに、推計値になりますけれども記載する予定でございます。

(5) の里親等への委託推進のところでは、今後、里親さんを大幅に増やしていかなければ

ばなりませんけれども、里親の発掘、育成、フォローなどの業務を包括的に行う体制の構築などを定めることになるのかなと思います。

それから（６）では、特別養子縁組の支援のための体制整備、（７）のところでは施設の小規模化、地域分散化、多機能化等のための施設自身の計画策定や人材育成の支援の方向性を定めることになろうかと思います。

（８）のところでは、社会的養護の子どもたちの進学、就職後の自立した生活を支援するための方策を定めることになるかと思います。

７ページ目をご覧くださいと思います。

（９）のところでは、被虐待児童等を一時保護する環境等の改革に向けた取組、それから（１０）のところでは被虐待児童、社会的養護を必要とする児童を支援する児童相談所の人材確保、育成等に向けた取組等を記載していく予定になっております。

具体的な内容につきましては、３１年度にかけてワーキングチーム等で検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

（佐藤会長）

ただ今、計画策定見直しについての経緯であるとか県の対応方針、スケジュールについてご説明をいただきました。

ここで皆様のご意見、ご質問等をうかがうところでありましてけれども、私の不手際で、先ほどの第１の協議事項について皆様の最終的なお考えを聴くのを、おうかがいするのを失念してしまいました。

先ほどの「のびのびあおもり子育てプラン」の平成２９年度の報告書（案）をご議論いただきました。毎年、この年度ごとの報告書を出して進捗状況を県民に報告しているところがありますが、この報告書（案）の内容で、先ほど皆様からたくさんのご意見をいただきましたけれども、よろしいかどうか。いや、ここだけはどうしても納得できないというようなところがあればご意見をうかがいますが。この事務局が提示いたしましたこの報告書（案）でよろしいでしょうか。

それでは、この（案）を取りまして、報告書としてここでお認めいただいたということにいたしたいと思います。大変失礼いたしました。

それでは、この社会的養育推進計画の策定について、ご意見、ご感想、ご質問等をおうかがいしたいと思います。いかがでしょうか。

後藤委員、何かご感想、補足のご意見がございましたら。

（後藤委員）

大体、流れとしては今、県の方で説明をしたとおりだと思います。ただ、私の団体が所属する全国児童養護施設協議会及びその全養協が所属する全国社会福祉協議会等のものとし

て、いろいろと国の方でこの新しい社会的ビジョンが示された時に、ものすごく衝撃を与えたというか。それに対して我々の組織の方でも、いろいろ厚労省の方などとやり取りをしながらというところで、今、ここに落ち着いたわけですがけれども。

ただ、1つは、厚労省と言っているんですけども、国会議員の先生方で組織する議員連盟がこれを打ち出してきているんですけども、そこに対して厚労省の方も、それから青森県もそうですけれども、全国の自治体の方々もそこに対してあまりにもこれは極端すぎるだろうというところで、いろいろぶつかり合いながらやり取りをしながらということでもここに落ち着いたような、この状況に落ち着いたという流れです。

そういう中で、我々の方としてはこの新しい社会的養育ビジョンに伴う推進計画は、それぞれの自治体、我々施設なども含めてですけども、その社会的養護関係者だけではなくてそれぞれの自治体、県も、それから各市町村の方にもいろんな責任、役割が落ちていくわけですので、それぞれの自治体の力が本当に問われる状況になるんだなというのが全社協、全養協の認識ではございます。

なので、単純に、下りてきたこの見直しに乗ったままいくのか、今、県の方で話があったように地域実情に合わせた流れの中でしっかりとその地域を見ながらいろいろ策定を進めていくのかというところが問われることになると思っております。これをしっかりとしていかないと、今、ものすごくニュースで、この前のニュースでも流れていたような目黒の女の子のようなものがこれからまた多く噴出して来るのではないかと。家庭、家庭と言って、家庭的なものと言って家庭に戻せばいいのかというと、結局は最終、めざすところの家庭であのようなことが起きているとなるならば、それは形態の話ではなくて子どもにどういふふうに大人が関わって育てていくかという関りの話になっていくんだろうと思うので、その関わり方を、じゃあ里親ですとか家庭で、ファミリーホーム、施設、それぞれ周りの大人がどういふふうな関わり方を持つてするのかと。そこも踏まえて先ほどの、困難さを抱えた子どもたちなども含めて周囲の大人たちが社会的責任としてどういふふうに子どもを育てていくのかというところが本当に問われるものになってくるんだろうなと思っておりますので、ワーキングチームとしても、いろいろとそういうところで意見を出させてもらいながら、一体となって青森県の子どものために、それから子育てがしやすくなるようにというところでは微力ですけども尽力させていただきたいなと思っております。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

推進計画の見直しのスケジュールの方針についてご説明をいただき、ワーキングチームの後藤委員からも補足の説明をいただきました。

このようなスケジュール、方針で進めてよろしいでしょうか。

それでは、この第2の協議事項についてはご提案のとおり、この方針で進めていくということでお認めいただきました。ありがとうございました。

それでは次に、報告事項に入って参りたいと思います。まず1番目の幼保連携型認定こども園部会における審議状況について、ご説明願います。

(事務局)

それでは事務局から説明いたします。座って説明させていただきます。

資料3に沿ってご説明いたします。

まず幼保連携型認定こども園部会についての若干のご説明をいたします。まず設置の趣旨でございますけれども、こちらは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定によりまして、都道府県に条例でもって幼保連携型認定こども園に関する審議会を設置するということとされておりまして、本県においてはこの青森県子ども・子育て推進会議の部会としてその審議会を設置するということしております。

その部会の担当事務としては、幼保連携型認定こども園の設置、又は廃止等の認可、事業の停止及び施設の閉鎖の命令及び認可の取消についての調査審議ということになっております。

それと、この幼保連携型認定こども園部会の議決ですけれども、これは条例によりまして、この部会の議決はこれをもって青森県子ども・子育て支援推進会議の議決とするということとされておりまして、今回、先般開催いたしました部会での審議状況について、今回報告をするということになります。それと委員ですけれども、この資料にあるとおり、こちらの推進会議の委員から7名の委員にご参画いただいております。

続きまして、今回の報告の内容になりますが、2の開催状況ということで、昨年度になりますけれども平成30年3月23日に7名の委員のうち6名にご出席いただきまして、別紙にある17ヶ所の施設の設置認可について審議をしていただきまして、全て適当と認められたというところでございます。

これによりまして、県全体としての幼保連携型認定こども園は、下のグラフにございます青色の部分になりますが、これによって県全体としては205施設ということになります。このうち中核市所管分を除きました129施設が県の所管ということになっております。

説明は以上です。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

何かご質問、よろしいでしょうか。

先ほど事務局からのお話ありがとうございましたけれども、これは幼保連携型認定こども園部会の議決が当議会の議決になるということですので、ご報告とさせていただきます。

続きまして、報告事項2の子どもと子育てに関する調査の実施について、ご提案願います。

(事務局)

資料4-1をご覧くださいと思います。子どもと子育てに関する調査の実施について、という資料になります。

この調査ですが、子育てプランが後期計画、平成32年度から36年度までとなっております。その策定に向けまして子育てや結婚の現状、それから県民のニーズ等を把握するために、今年度、調査を実施するものでございます。調査終了後につきましては、調査結果に基づきまして施策の方向性等について検討をいたしまして、後期計画の方に反映させていくこととなります。

3の事業の進め方のところになります。調査項目の検討、それから調査結果に基づく施策の方向性の検討につきましては、「青森県子どもと子育てに関する調査検討委員会」において行うことといたしております。

委員の方々ですが、この資料の3枚目に委員の名簿を添付いたしております。本日、ご出席いただいておりますNPO法人はちのへ未来ネットの新井谷委員、それからNPO法人コミュニサーあおりの西川委員を含む6名の委員となっております。

また1枚目に戻っていただきまして、4番のスケジュールのところでございます。6月8日、それから8月2日になりますけれども、検討委員会を2回行いまして、8月中旬には本日推進会議の委員の方々にも調査項目等につきましてご意見を文書で照会させていただきと考えております。修正、意見等がございましたら、検討委員会の委員長と調整した上で調査項目等を決定いたしたいと考えております。さらに9月上旬から調査の方を業者への委託によりまして実施いたします。9月下旬には調査票を回収、12月には当課の方で集計結果の分析等を行いたいと考えております。

さらに年が明けまして1月の検討委員会での施策の方向性等についての協議、決定を経まして、2月の推進会議の方では調査結果を報告できるのかなと思っております。

5の調査の概要のところでございます。今回の調査の対象でございますけれども、近年、結婚支援が県政の中でも重要な課題となっておりますので、従来から対象にしております0歳から15歳までの子どもを持つ親のほかに、新たに20歳から39歳までの独身の方を加えることにいたしました。調査方法については市町村の住民基本台帳を基にいたしました無作為抽出法を採用することとしておりまして、標本数は子どもを持つ親が2,000、独身の方が1,000というふうに予定しております。調査票の方は市町村の協力を得まして、各世帯に郵送いたしまして、回答内容は郵送、またはweb回答により回収したいと考えております。

続いて資料4-2をご覧くださいと思います。調査項目の概要というタイトルの資料になります。

この資料は6月8日の第1回検討委員会で検討いたしました段階での調査項目の案になります。1枚目が子育て世代用となっております。赤字のところは今回、新たに追加するところ、まだ案の状態ですけれども、それから青字の部分は必要性が低くなったなどの理由に

よりまして削除の可能性を検討している項目になります。

2枚目の方は、今回新たな調査ということで、独身の方向けの調査項目になります。調査項目につきましては8月2日の2回目の検討委員会での協議により変更になると思いますので、この資料につきましては現在の案ということでご了承いただきたいと思います。

それから資料4-3をご覧くださいと思います。検討委員会第1回会議の概要というタイトルになります。これは6月8日に開催された第1回目の検討委員会の内容をまとめたものになります。

上の方にあります調査項目の検討方針のところでございます。調査の実施にあたっての課題といたしまして、前回調査は結婚支援に関する項目が少なかったこと、それから正確な回答を得るためにも項目が多くなり過ぎないようにすること、それから調査票の回収率を向上させる必要があるということについて、委員の方々に確認をいたしました。

また調査の方針といたしまして、今回の調査では子育てに関するものに加えて独身の方の意識やニーズを把握するための調査を加えるというふうにしたほか、子育て支援の調査項目につきましては過去の結果と比較して近年の傾向を読み取れるようにするために、基本的には前回の調査項目を継続することといたしております。逆に、これまでの調査によって概ねの傾向を把握できたものにつきましては、必要性が低いのであれば削除する方向で考えております。

ちなみに、この調査なんですけど、計画を作るために必ず行っている調査でございまして、これまで5年に1回行っている調査になります。

それから調査票の回収率向上のための対策ということで、調査項目はあまり増やさないようにするというのと、質問を極力シンプルで理解しやすい内容にするといったことが話し合われました。

委員からの主な意見を(2)のところでもまとめております。主なところでいきますと、標本抽出につきましては、独身者は離婚歴のある方、それからひとり親世帯の方を含めるべきだという意見があったほか、3つ目の○のところなんですけど、回答者の男女の比率をできる限り均等にすべきといった意見がございました。

また、回答者の属性のところなんですけれども、同居人の選択肢のところ、属性で同居人を尋ねる項目を予定しているんですけど、内縁関係の方も含めるべきではないかといった意見があったり、調査項目につきましては、2つ目の○のところにありますけれども、切れ目のない子育て支援がどこで切れているのか質問すべきだといったもの。それから右側の選択肢については、時代の流れを考慮してインターネットとかSNSといった選択肢を追加すべきだといった意見がございました。

調査項目については、後日、ご出席の委員の皆様にも文書で照会させていただきたいと思っております。その意見も参考にさせていただきながら調査項目を決定したいと考えております。

調査結果につきましては、調査を完了して来年の2月のこの推進会議の方に報告をした後、冊子及び県ホームページにより公表する予定にいたしております。よろしくお願ひした

いと思います。

以上でございます。

(佐藤会長)

調査内容について具体的にご説明をいただきましたけれども、また委員に調査票をお返しされるということで、具体的な項目等を検討する機会があるかと思いますが、今の時点で何かご質問、ご意見等。特によろしいでしょうか。調査委員の方、何か補足説明等ございますでしょうか。西川委員と新井谷委員でしたか。よろしいでしょうか、特に。

ではこの調査については、この後、結果も第2回の本会議で報告していただくこととなります。

続いて報告事項3の青森県子ども・子育て支援推進会議における各分野の課題等の協議・検討について、ご説明、ご報告願います。

(事務局)

資料5をご覧いただきたいと思います。推進会議における各分野の課題等の協議・検討についてでございます。

資料の下の方に記載いたしておりますけれども、県の方では母子保健、周産期医療、児童虐待など、各分野に子どもの施策に関する協議会、委員会がございます。各協議会等ではそれぞれに関係する関係者の方々に委員に就任していただいて、関係機関との連携、協議によりまして対策の推進を図っているところでございますけれども。先般、県とある団体さんとの会合の中で、各分野で協議会等はあるものの、市町村など福祉の現場が抱えている課題等を吸い上げて、咀嚼したり、それらに対しての解決策、支援策を検討する場が少ないのではないかというご意見をいただきました。

これまで、それぞれの分野で活発な意見交換に努めてきたところではあるんですが、必ずしもそれらを束ねて協議会間の横のネットワークという点では不十分な面もあったのかなと考えております。今後は、各分野の協議会等で現場が抱える課題について議論を深めていくとともに、子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進という役割を担っているこの推進会議において検討すべき課題があるとすれば、積極的に議論をしていきたいと考えております。

今後は推進会議の県からの通知の際に、各委員に協議事項等の照会を合わせて行く予定にしておりますので、ご意見等がございましたらよろしくお願ひしたいと考えております。

以上でございます。

(佐藤会長)

どうも、大変積極的なご提案もいただきましたが、ただ今のご報告について何かご感想等

ございましたら。そういう意見があったということで、それで今、事務局からご提案がございましたけれども、一応、今の報告と関連いたしますけれども、次回から会議開催通知を我々に送ってくる際に、協議を希望する事項について記入する用紙を事務局に同封してもらおうということにして、委員の皆様には本会議で協議してほしい事項があれば用紙に記入して事前に提出していただくことにいたしたいと思います。

これについて、今ご説明がございましたけれども、事務局から再補足等ございましたら。よろしいですか、そういう趣旨ということで。ねらい等についてはちょっとご説明をいただけるとうありがたいんですが。

三上さん。そうすることのねらい等について、これから開催通知の際に協議を希望する事項について記入する用紙を同封してもらいますということなんですが、そういうことをするねらいとか意義等について、改めてご説明いただくと皆さんもご理解をいただきやすいかなと思います。

(事務局)

各分野で協議会があって、それぞれの関係部署の方に入っているんですが、今日の推進会議というのはさらに福祉・医療・保健・労働とか教育とか、非常に幅広い方々が集まる会合になっておりますので、日頃、こうした方がいいんじゃないかなとか、そういう提案がございましたら出していただきたいですし、逆に県からも推進会議の方で協議していただきたいものがあれば、逆に提案をすることもあってもいいかもしれませんけれども、活発な意見交換ということでよろしくお願ひしたいと思います。

(佐藤会長)

私が言うのも大変僭越ですけども、とても素晴らしいと思います。ありがとうございます。

そういうことですので、これからそういう用紙が開催通知と一緒に入ってまいりますので、どうぞ積極的にご提案いただければありがたいと思います。

それでは今後のスケジュールについて、ご報告、ご説明をお願いします。

(事務局)

資料6をご覧いただきたいと思います。今後のスケジュールについて(平成30年度)という資料になります。

先ほど資料1の中で説明いたしました29年度の報告書(案)については、春先、当課におきまして関係課の事業実績を取りまとめて作成いたしました。そして7月4日に開催されました庁内の幹事会を経まして、今日、この推進会議の方にお諮りいただいてご了承いただいたところです。

今後につきましては、8月6日に知事を本部長といたします推進本部が開催される予定

になっております。この場でまた説明をいたしまして、了承が得られれば正式に県のホームページの中で公開、公表することになります。

なお、来年2月のところですが、2回目の推進会議を予定いたしております。先ほど説明いたしました子育ての調査の結果の報告ですとか、子育てプラン後期計画策定の進め方の確認、それから社会的養育推進計画策定の進捗状況の報告などを予定いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

(佐藤会長)

このようなスケジュールで今後進んでいくということでよろしくお願ひいたします。

若干時間的な余裕ができました。もし何か言い足りなかったことやご意見がございましたらおうかがいしたいと思います、いかがでしょうか。

村上委員。

(村上委員)

村上でございます。

少子化、結婚支援につきましてちょっと思いついたというか、一歩進めたいためにですね。青森県出会いサポートセンターでは効果が少し出ているようですけれども、昨年度は195人となっていますから、だんだん増えているように、効果が出ていると思いますけれども。ただ、この事業に対してはちょっと市町村が消極的とかって書いてありますけれども。

青森県医師会では短命県返上のために市町村で頑張っていますけれども、今は企業戦略として、企業に短命県返上の協力をいただいています。

ですから、この少子化に市町村だけではなくて企業の協力を取り込んで、企業は人数が多いので、例えば銀行とかJR、NTT、そういうのをまず取り組む方法も1つではないかと。東京に行って見ますと、東京は人口が多いですけれども、本当に若者がいっぱい集まって会社の話をしたりワイワイやっているし、一方ではカップルがいます。あれを見ていると、青森県もやっぱり企業が、ワイワイ独身者が食事をしたり騒げるようなサポートをして、そこでカップルが成立すればいいのかなと。県が介入して合わせるだけではちょっと足りない。一歩進んで、やはりお互い打ち解けるような状況を作ってあげなければ、合わせるだけではなく一歩進んで、要するに独身が集まって「食事をしてこい、飲んでこい」と、それをやっているうちにカップルができると思うんですね。

県も、この結婚の支援対策に1,900万くらい予算を取っていますから、企業と一緒に、県と企業で半分食事代を出してあげるから、それをやろうじゃないかと、県と企業と結託をして、そういう具体的な行動をやらないと。合わせるだけだとノリが悪いと思います。

ねぶたをやっている大企業がありますから、あの会社に全部行って、「独身はねぶたに入る。その後、食事をさせろ」とか、そういう具体的な取組で若者を合わせる、そういう具体

的な対策でやった方が、1,900万円の予算を取っていますから、その辺、具体的な行動に移す方が一歩進むんじゃないかと思います。

それから参考資料の1-4、ページ数が書いてないのでちょっと分かりにくいんですけど、最後から4枚目です。若者しごと定着魅力発信事業費とありますけれど、これを見ますと一番左の上ですけど、現状と課題、若年者の早期離職。これを見ますと49%も離職しているんですね、3年以内に。全国平均が高卒40%で、青森県は大卒者40%。これ、結構3年以内に離職者が多いです。こんなにあると私は思わなかったんですけども。

やはり離職した人たちが、その後、どうなっているか、仕事をしているかと、この辺の調査をして、この辺が非常にエネルギーとしてもったいない、どうなっているか、もし調べられるのであれば調べて、そして水産・農業、女性農林漁業者の経営参画促進という項目があるんですけど、これは女性が農林をすることなんですけれど。40%も離職していますから、こういう人たちを「農村に行って働かないか」とか「水産をやってみないか」と、捕まえて、ただし結婚を条件としていくと。これは作るかどうかはあれですけど、そういう職場に替えたら結婚できる可能性があるみたいなことを言って、こういう離職した人たちを農業、水産に携わらせると。こんなに離職していますから、その辺を調べて、この力をこっちに持っていくと。そうすれば結婚する人も少しは増えるかなとは思っているんですけど。

まあ、ちょっとした提案でございます。

(佐藤会長)

大変ありがとうございました。

じゃあ、最後にお一人だけ、長谷川委員。長谷川委員から一言、ご感想を。突然で恐縮です。

(長谷川委員)

公募委員の長谷川です。

私はまだ学生なので、そんなに知識はなくて申し訳ないんですけど。

今日の会議に参加してみて、すごい青森県の将来について深く考えられるような会議だったなと思います。特に私は社会的養育推進計画についてすごく興味を持ってました。少子高齢化で子どもが少なくなっている中で、その少なくなっていた子どもの中でも本当の親から育てられない、虐待とかで施設に入ってしまう子どもたちも多くいると思うんですけども、そのような子どもたちのために社会全体で子どもを支援していこうという動きというのが、この推進計画の中にすごい盛り込まれているなと思いました。

あと、子どもとか福祉の事に関しても、子どもだけではなくて、やっぱり子どもが生まれる前の男女の結婚とか、そういう出会いからすごい大切なんだなというのをこの会議で学べました。ありがとうございました。

(佐藤会長)

突然でした、お許してください。ありがとうございました。大変感激いたしました。
それでは本日の議事はこれで終了したいと思います。大変ありがとうございました。

(司会)

佐藤会長、ありがとうございました。
それでは閉会にあたりまして、楠美健康福祉部次長からご挨拶を申し上げます。

(楠美次長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、また貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。
本日ご審議いただきました「のびのびあおもり子育てプラン」平成29年度報告書(案)につきましても、この後、青森県子ども・子育て支援推進本部に諮りまして公表することとなります。今後とも関係機関、団体の皆様方のご支援、ご協力をいただきながらまた計画の推進に努めていきたいと思っております。

簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(司会)

皆様、長時間にわたりましてご協議いただき、大変お疲れ様でございます。

以上をもちまして、平成30年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

〈終了〉